

議案第33号

債権の放棄について（都市整備局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の各号の表に掲げる各債務者
- 2 債 権 の 内 容 市営住宅の入居に係る損害金債権
- 3 放棄する債権の額 次の各号に掲げる放棄の理由ごとに当該各号の表に掲げる損害金の額の合計金8,229,709円

(1) 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	債務者名	住 所	損害金の額
1	鈴木 忠宏	大阪市生野区巽北4丁目3番32-508号	金431,019円
2	原 正美	大阪市住吉区长居西3丁目2番1-504号	金982,633円
3	板倉 成美	大阪市平野区平野馬場1丁目18番27号サンハイム平野105	金159,903円
4	中里 英次	大阪市平野区瓜破東2丁目11番12号アーバンライフⅡ番館202号	金360,941円
5	中村 良一	大阪市旭区中宮4丁目12番21号シャンブルー城北101号	金464,136円
6	北浦 武司	堺市東区野尻町33番地ウエストコート305号	金593,870円
7	上山 哲司	大阪府守口市八雲北町1丁目6番10号	金1,056,012円

8	小林 秀二	大阪市天王寺区烏ヶ辻 2 丁目 8 番 7 - 3 号	金1,258,893円
9	平松 明日香	大阪市平野区加美正覚寺 4 丁目 4 番10 - 407号	金189,372円
10	中道 直美	大阪市東淀川区井高野 3 丁目 9 番 9 - 406 号	金255,900円
11	西川 卓男	大阪市此花区高見 1 丁目 6 番26 - 1304号	金344,748円
12	滝口 真	大阪市浪速区大国 1 丁目12番21 - 403号	金1,303,441円
13	山口 順司	大阪市浪速区浪速東 2 丁目 2 番 1 - 401 号	金145,158円

(2) 債務者らが死亡し法定相続人が存在せず、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	住 所	損害金の額
1	豆多 敬行	大阪府八尾市幸町 6 丁目33番地の 2 吉兆苑	金376,283円
2	辻井 晃	大阪市浪速区日本橋 5 丁目15番 2 - 1204 号	金307,400円

4 放棄の理由 3の各号に掲げる理由

平成29年 2 月14日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

市営住宅の入居に係る各債務者に対する損害金債権を放棄するため、この案を提出する次第である。